⑵　農林水産本省における平成23・24年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係るＡ等級の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　農林水産本省における「土木一式工事」に係る経営事項審査に基づく総合評定値通知書の総合評点が、1,500点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再審査の総合評点が1,500点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事(特定漁港漁場整備事業等関係)であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式に限る。）工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式を除く。）工事

イ　漁港又は港湾における矢板式護岸（ただし、海上工事に限る。）工事

⑹　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。(ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で65点以上であること。)

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

３）平成13年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式に限る。）工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式を除く。）工事

イ　漁港又は港湾における矢板式護岸（ただし、海上工事に限る。）工事

４）水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

⑻　品質管理に対する技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、施工上配慮すべき事項に対する技術的所見が適正であること。

⑼　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」(平成19年９月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

入札参加者は、価格、本工事においての施工体制、簡素な施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札を行い、３⑴の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する場合は、予決令第86条第１項の調査を行うものとする。

⑴　評価対象要件

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　評価項目と評価基準

１）標準点　競争参加資格を満たす者には、「標準点」100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　評価項目は次の①～④とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の最高点は30点とする。

①　施工体制

②　簡素な施工計画

ア　品質管理（鋼材の腐食対策、鋼材の輸送・保管方法）に対する技術的所見

イ　施工上の課題（施工時における既存構造物への対策）に対する技術的所見

ウ　施工上配慮すべき事項（既存鋼管矢板の水中切断時における安全対策）に対する技術的所見

③　企業の施工能力

④　配置予定技術者の能力

⑶　３⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。詳細は入札説明書による。

⑸　実施上の留意事項

１）受注者から提案された簡素な施工計画に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「工事成績評定」の減点を行う。なお、減点の範囲は最大７点とする。

２）受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他得別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課経理班　経理第４係　玉置峰太郎　電話03―3591―5031

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

１）電子入札方式による場合

ア　交付期間：平成24年１月26日から平成24年２月24日までの毎日（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）９時00分から17時00分まで。

イ　交付場所及び方法：電子入札システム上において交付する。

２）紙入札方式による場合

ア　交付期間：平成24年１月26日から平成24年２月24日までの毎日（ただし、休日を除く。）10時00分から17時00分まで。

ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

イ　交付場所：４⑴に同じ。

ウ　交付方法：上記交付場所へ申し込み、無料にて交付する。